

移住・定住コンシェルジュとしての「地域おこし協力隊」隊員を募集します

北竜町はひまわりの町として、ひまわりをシンボルに掲げまちづくりに取り組んでいます。

「毎年7月中旬～8月下旬にかけ、「ひまわりまつり」をひまわりの里において開催しています。23haの広大な畑に200万本のひまわりが咲き誇り、30万人以上の観光客が訪れる夏の北海道の代表的な観光スポットとなっております。

少子高齢化の影響により、昭和35年6,463人であった人口は現在1,726人に減少してしまい、移住定住政策が喫緊の課題となっております。

つきましては、北竜町の移住定住のきっかけ作りや関係人口の増加、情報発信等の移住定住推進員としてご自身のこれまでに培った経験やスキルを発揮していただける地域おこし協力を募集します。

### 【募集概要】

1. 雇用関係の有無 あり

2. 業務概要 移住定住に関する業務

- ①移住フェア等イベントへの参加
- ②移住定住に関する情報発信
- ③移住相談業務
- ④お試し暮らし住宅の管理運営
- ⑤空き家事業の展開

3. 募集対象

- (1) 三大都市圏及び都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票がある）している方  
※地域要件についてはお問い合わせください。
- (2) 採用後、北竜町へ住民票を異動させ、北竜町内に居住できる方
- (3) 活動期間終了後も北竜町に定住する意志のある方
- (4) コミュニケーション能力に自信のある方
- (5) 年齢が25歳以上、おおむね50歳までの方（性別は問いません）
- (6) パソコン(ワード、エクセル等)の基本的な操作ができる方
- (7) 次の運転免許を取得している方  
普通自動車運転免許証(AT限定を除く)  
※業務上、運転することがありますので、ペーパードライバーの方は応募をご遠慮ください
- (8) 土日祝日夜間の勤務、会議、行事参加等の不規則な勤務体系に対応できる方
- (9) 心身ともに健康な方
- (10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当せず、同法第2条第2号に規定するものとの関係を有しない方

- (12) 仕事に興味を持って取り組む意欲を重視しますが、経験や知識を有する方は、特に優遇します。

4. 募集人数 1名

5. 勤務地 北竜町

6. 勤務時間

- (1) 原則として、平日週4日、午前8時30分から17時15分までの勤務とします。  
(うち休憩1時間、勤務時間7時間45分)
- (2) 業務内容により、休日に勤務を要することがあります。  
この場合は、代休対応となります

7. 雇用形態・期間

- (1) 北竜町の会計制度任用職員に準ずるものとします
- (2) 任用期間は、令和4年4月1日以降を予定していますが、採用決定後に相談の上調整します。期間は、任命した日から令和4年3月31日までとしますが、活動に取り組む姿勢や勤務状況等を勘案し、町長が任命更新の判断をしますが、任命期間は最長で3年間とします。  
※任用開始時期は多少前後することがあります

8. 給与・賃金等 報酬月額195,500円／賞与年2回

9. 待遇・福利厚生

- (1) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- (2) 寒冷地手当、扶養手当、退職手当は支給しません。
- (3) 住居は北竜町が用意し家賃助成します。
- (4) 住居にかかる光熱水費、生活、通信費等は自己負担です。
- (5) 業務上必要な自動車・消耗品・備品等は北竜町が用意します。
- (6) 北竜町への転居に伴う費用(交通費など)や生活備品は、自己負担です。

10. 申込受付期間 令和3年7月1日～令和3年11月30日

11. 選考の流れ

- (1) 応募書類の提出等
- ① 北竜町「地域おこし協力隊」応募用紙及び目標レポートを町ホームページよりダウンロードして下さい。
  - ② 応募用紙に必要事項を記入し、写真貼付して下さい。
  - ③ 目標レポート(別紙1)を作成して下さい。
  - ④ 応募用紙及び目標レポート並びに住民票を郵送(下記住所)して下さい。

(2) 選考方法

① 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(第1次合格者には、第2次選考の日時を通知します)

② 第2次選考

第1次合格者を対象に面接試験を北竜町において、またはオンラインで行います。(詳細は第1次選考の合格者に通知します)

第2次選考試験のために必要な交通費等の経費は自己負担となります。